

## 第4章 水防施設

## 第1節 水防倉庫並びに水防資器材備蓄等

## 1 水防倉庫

## (1) 水防管理団体倉庫

水防管理団体の水防倉庫は、その重要水防地域内に、次の基準により水防倉庫を設置し、必要な資材を備えておくものとする。

(イ) 設置場所は、水防活動に便利な所を選ぶものとし、適当な場所がないときは、堤防裏法の定規断面外、その治水上支障ない所に設置するものとする。

(ロ) 常湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については、水防管理団体において適切に土砂を備蓄するものとする。

水防倉庫一覧表

支部名	河川名	管理団体	所在地			坪数	年度別	摘要
			郡市	町村	大字			
東南置賜支部	最上川	米沢市	米沢	高畠	金池	10	s53	水防警報施設費
	上代川	高畠町	東置賜		高畠	高畠	40	
	吉野川	南陽市	南陽	川西	宮内	30.9	H6	
	犬川	西町	東置賜		玉庭	4	H3	
	〃	〃	〃	〃	小松	15	s57	
	〃	〃	〃	〃	〃	5	H3	
6棟								
西置賜支部	置賜白川	飯豊町	西置賜	飯豊	椿	5	s61	{ 長沢公民館 一階部分
	置賜野川	長井市	長井		平山	12	H11	
	最上川、荒砥川	白鷹町	西置賜	白鷹	荒砥	10	H1	
	最上川	〃	〃	〃	貝	10	H1	
	荒川	小国町	〃	小国	長沢	10	s61	
5棟								
東南村山支部	前川	上山市	上山	中山	石崎一丁目	20	H27	備蓄倉庫
	〃	〃	〃		黒沢	8	H5	
	〃	〃	〃		門伝	8	s63	
	馬見ヶ崎川	〃	〃		小白川	11.8	H25	
	〃	〃	〃		印役	12.2	s26	
	村山高瀬川	〃	〃		下東山	10	s29	
	立谷川	〃	〃		漆山	10	s34	
	最上川、石子沢川	中山町	東村山		柳沢	7.5	H26	
	最上川、須川	〃	〃		長崎	8	H10	
	須川	山辺町	〃		大寺	10.7	H12	
	最上川、倉津川	天童市	天童		桜町	17.8	H18	
11棟								

支 部 名	河 川 名	管 理 団 体	所 在 地			坪 数	年 度 別	摘 要		
			郡 市	町 村	大 字					
西 村 山 支 部	寒河江川	寒河江市	寒河江	河 北	三	泉 延	9	H15	[H18 日田から統合] 旧溝延幼稚園 保育室改修 (H6 年移設) (R1 年移設)	
	〃	河北町	西村山		溝		6	s62		
	〃	〃	〃		〃		13	R3		
	最上川	〃	〃		谷		6	s31		
	〃	〃	〃		吉		15	s54		
	〃	〃	〃	吉	野	6	H2			
	5棟									
北 村 山 支 部	白水生川	東根市	東根	大 石 田	東根甲	新 町	11	H19	消防本部敷地内(水防倉庫 1F)	
	〃	尾花沢市	尾花沢		大石田乙		15.3	H15		
	最上川	大石田町	北村山		大石田		6.0	s53		
	3棟									
最 上 支 部	最上川	大蔵村	最上	大蔵	清	水	10	s34	[H18 白須賀から統合]	
		1棟								
庄 内 支 部	最上川、相沢川	酒田(松山)	酒田	遊 佐	竹	田	15	H3		
	最上川	酒田(平田)	〃		砂	越	6	s25		
	〃	酒田市	〃		新	堀	7	s41		
	〃	〃	〃		遊	摺	6	s24		
	〃	〃	〃		〃	〃	7	s26		
	〃	〃	〃		〃	広	田	10		s33
	〃	〃	〃		〃	宮	野	6		s62
	相沢川	酒田(平田)	〃		〃	新	山	10		s42
	荒瀬川、日向川	酒田(八幡)	〃		〃	新	音	9		H5
	月光川	遊佐町	飽海		遊佐	小	原	10		H10
	〃	〃	〃		〃	菅	里	12		H12
	〃	〃	〃		〃	遊	佐	32		H28
	京田川	酒田市	酒田		〃	広	野	10		H9
	田沢川	酒田(平田)	〃		〃	山	元	6		s41
	相沢川	〃	〃		〃	仁	助	20		s47
新井田川	酒田市	〃	〃	生	新	1.5	s48			
	16棟	(酒田市、飽海地区)								

支 部 名	河 川 名	管 理 団 体	所 在 地			坪 数	年 度 別	摘 要	
			郡 市	町 村	大 字				
庄 内 支 部	赤川	鶴岡(朝日)	鶴岡		上名川	—	—	朝日庁舎倉庫内 (H8年改築)	
	〃	鶴岡(櫛引)	〃		上山添	10.5	s31		
	〃	鶴岡(羽黒)	〃	羽黒町	荒川	10	s52		
	〃	鶴岡市	〃		斎藤川原	10	s27		
	〃	〃	〃		切添	12	s31		
	〃	三川町	東田川	三川	横山	34	H15		(H15統合改築)
	〃	庄内町	〃	庄内	連枝	4	H8		
	最上川	〃	〃	〃	狩川	100	s57		防災センター内
	〃	〃	〃	〃	清川	4	H8		
	藤島川	鶴岡(藤島)	鶴岡		藤島	3	H7		ポンプ車庫内
	庄内小国川	鶴岡(温海)	〃		小国	5	H4		
	五十海川	鶴岡(温海)	鶴岡		山五十川	6	H6		
	温海川	〃	〃		温海	6	H7		
	大山川	鶴岡市	鶴岡		下川	4	H23		ポンプ庫併設
〃	〃	〃		楯川原	10	s37			
〃	〃	〃		田川	10	s39			
	18棟	(鶴岡市、田川地区)							
計	65棟								

## (2) 県管理倉庫

県管理の水防倉庫は、各水防支部所在地で倉庫の維持管理が可能な地点で交通・通信等の便が良く、災害発生時短時間で資器材の現地供給可能な箇所に設置する。

支 部 名	関 係 管 理 団 体	水 防 団 体	所 在 地	建 坪	年 度	摘 要
東南置賜支部	米沢市・南陽市・川西町・高島町		米沢市窪田町小瀬 字沖上 870	20	H29	
西置賜支部	長井市・白鷹町・飯豊町・小国町		長井市幸町9番30号	35	S42	
東南村山支部	山形市・上市市・天童市・中山町 山辺町		山形市双月町四丁目 6の73地先	35	S45	
〃	山形市・上市市・天童市・中山町 山辺町		山形市蔵王成沢西3丁目 15地先	3	H16	
西村山支部	寒河江市・河北町・大江町 朝日町・西川町		寒河江市大字西根 字石川西 355	18	S57	
北村山支部	村山市・東根市・尾花沢市 大石田町		村山市楯岡鶴ヶ町 1丁目 20-14	35	S45	
最上支部	新庄市・金山町・最上町・舟形町 ・真室川町・大蔵村・鮭川村 ・戸沢村		新庄市十日町字高壇 1400-5	18	H21	
庄内支部	酒田市・遊佐町・鶴岡市・三川町 ・庄内町		東田川郡三川町 大字押切新田字対馬 346	35	S43	

## 2 水防倉庫の備蓄基準

## (1) 水防管理団体倉庫

水防管理団体倉庫には 20～30m程度の河川堤防、又は護岸根固の被害が同時に2箇所あった場合にこれに対処するに要するものとし、その標準は次の通りである。

品名	形状寸法	呼称	数量	摘要
(器具)				
ペンチ等		丁	5	
鎌		〃	5	
鋸		〃	5	
なた又は斧等		〃	5	
掛矢等		〃	8	
スコップ		〃	30	
ツルハ		〃	5	
小車		台	5	
(資材)				
フレコン又は麻袋等		袋	1,000	
むしろ又はシート		枚	50	
縄	大	kg	40	
杉丸	太杭	本	10	
木	長 3.6m 末口 9cm	〃	100	
	長 1.8m 末口 6cm	〃	20	
鉄	長 3.5m 目通り 6cm	〃	80	
鉄	10#又は8#	〃	200	
塩	長 1.2m φ16mm	本	5	
	長 4m φ10～15cm			

注 1) ペンチ等とは、ペンチ、鉄線ハサミ類をいう。

2) 掛矢等とは掛矢、鞆胴突、鉄製ハンマー類をいう。

(2) 県管理倉庫

水防管理団体の備蓄水防資器材が不足するような緊急事態に際し、応急支援するため、次のとおり県において備蓄し、水防管理団体の要請により水防支部長において状況を勘案し使用させるものとする。

備蓄の基準は次のとおりとする。

品名	形状寸法	呼称	数量	摘要
(器具)				
ペンチ等		丁	5	
鎌		〃	5	
鋸		〃	5	
なた又は斧等		〃	10	
掛矢		〃	10	
スコップ		〃	10	
ツルハ		〃	10	
小車		台	5	
(資材)				
鉄線蛇籠		本	10	
フレコン又は麻袋等		袋	1,000	
むしろ又はシート		枚	100	
縄	大	kg	40	
杉丸太		本	50	
木杭	長3.6m 末口9cm	〃	100	
竹	長1.8m 末口6cm	〃	20	
鉄線	長3.5m 目通り6cm	〃	100	
鉄杭	10#又は8#	〃	200	
塩ビ管	長1.2m φ16mm	〃	2	
	長4m φ10~15cm			

注1) 庄内総合支庁については、上記数量の2倍を基準とする。

2) ペンチ等とはペンチ、鉄線ハサミ類をいう。

3) 掛矢等とは掛矢、蝸胴突、鉄製ハンマー類をいう。

3 水防倉庫備蓄資器材

水防倉庫の備蓄資器材一覧表を資料編に示す。

4 調達可能水防資材

備蓄材の使用又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるための水防区域内一般民家、組合、商店、資材業者等の手持数量調査結果を資料編に示す。

5 県有建設機械

県有の建設機械の一覧表を資料編に示す。